

◆講義⑩〔図書館サービスと著作権〕への質問◆

質問 1

写真集や画集などの複写について

233 P の表に写真集・画集・書集は一部分とあるが、没後 80 年の画家の絵画も一部分なの
でしょうか？

著作者の死後 70 年で保護期間はきれているのでは？

回答

ご質問のような場合は、著作権の保護期間が満了しており、全部複製できると考えられます。

質問 2

YouTube などの個人で動画を配信している映像については、著作権はどのように考えれば
よいのでしょうか？ 例えば、配信された 8 K 映像（自然風景など）を図書館でもし使用す
る場合は配信者に使用の確認を取るべきと考えますが、取り扱いについて先生のご意見
をお教えてください。

回答

動画サイト上の動画を図書館で上映する場合は、第 38 条第 1 項（営利を目的としない上演
等）に該当し、無許諾で可能であることも多いと考えられます。ただし、利用規約等によっ
ては許諾を要する場合がありますので、利用規約等も十分にご確認ください。

質問 3

p 232 複写サービスについて

複数の画家の画集（300 P）に掲載された、没後 80 年の画家の絵画、見開き 1 枚 2 ページ
の複写の可否を教えてください。

回答

ご質問のような場合は、著作権の保護期間が満了しており、全部複製できると考えられます。

質問 4

講義要綱 2-7.資料保存のための複製 に著作権法第 31 条第 1 項第 2 号の無許諾で複製で
きる例として「・所蔵資料を用いて、他の所蔵資料の汚損ページを補完するために複製する
場合」とありますが、

1 「所蔵資料」には、他館からから借用した資料を含めることができないか（第 31 条第
1 項「図書館等の図書」の解釈に迷っていました）

2 汚損ページを補完するために表紙をそのまま複製することができないかの2点についてご教示ください。これらが可能なら、複本をほとんどもたない図書館において、修理で救える本がかなり増えるため大変助かります。

回答

ご質問はいずれも、他の図書館等が所蔵する資料を対象としているものと理解しました。著作権法第31条1項2号を根拠に、他の図書館等が所蔵する資料を複製することはできないと考えられます。本規定は、図書館等が所蔵する資料を保存することが要件であるためです。他の図書館等が所蔵する資料の複製物を入手する場合、第31条第1項3号の適用を検討します。図書館等からの依頼を受けて、絶版等の理由で一般に入手が困難なものであれば（依頼した図書館等でなく）他の図書館等が複製し、その複製物を依頼した図書館等に提供することが可能です。